

諮問番号：令和3年度諮問第2号  
答申番号：令和3年度答申第5号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年8月2日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、平成16年から〇〇〇〇〇〇保健福祉センター（以下「A保健福祉センター」という。）で保護を受けていたが、令和元年7月に以前の住居をやむなく退去することになり、処分庁の所管区域内に転居した。

処分庁の担当者には、令和元年7月1日から生活必需品を友人の倉庫に保管してもらいようお願ひし、引越し費用を自己負担し手持金が0円になること、処分庁から保護費を受給する同年8月8日まで約50日間も友人の世話になり、同年同月15日に約125,000円の年金の中から60,000円を友人に渡すこと等を報告していた。

手持金がなく生活ができない保護者から、受給をしていない年金を収入充当する本件処分は法的に正しいのか。

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、A保健福祉センターで保護を受給していた審査請求人は、処分庁の所管区域内に転居し、令和元年7月16日付けで処分庁に対して保護開始申請書の提出（以下「本件申請」という。）をし、処分庁は保護開始日を同年8月1日とする本件処分を行ったことが認められる。

その際、審査請求人には老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下、両年金を併せて「老齢年金」という。）が2か月ごとに、企業年金が年に1回支給されていたことから、処分庁は、令和元年8月15日に支給される老齢年金については受給額134,388円を2分割した67,194円を、企業年金については受給額12,000円を12分割した1,000円を認定し、そのほか、老齢年金から特別徴収された介護保険料4,600円を控除し、これらの合計額63,594円を同年同月分の保護費の収入充当額としたことが認められる。

(2) これに対し審査請求人は、令和元年8月分の保護費の支給について、同年同月15日に支給予定の未だ受給していない年金を、処分庁が収入充当することは違法である旨主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、審査請求人は老齢年金を2か月に1度受給しており、また、審査請求人から提出された年金振込通知書から令和元年8月15日に老齢年金を受給することは明らかであったことから、処分庁は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のアの(ア)、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(4)のア及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第8の(3)により、同日受給した同年6月及び7月分の老齢年金を同年8月及び9月の保護費に分割して収入認定したものと認められ、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) また、審査請求人は、手持金が少なく、処分庁から保護費を受給するまで世話になった友人に対し、受給した老齢年金から60,000円を支払ったため生活できない旨処分庁に伝えており、老齢年金を収入充当した処分庁の判断に誤りがある旨主張する。

しかしながら、問答集問8-95の答のとおり、処分庁による審査請求人の保護開始前に審査請求人が友人に対する債務の支払いに受給した老齢年金を充てたことを理由として、処分庁が当該支払い分を老齢年金受給による収入から控除することは、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することであり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限

度の生活の維持を保障する法の目的から著しく逸脱することになる。

したがって、審査請求人による友人への支払いを収入から控除することなく行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) なお、審査請求人は令和元年7月分の保護費を受給していない旨主張するが、審査請求人の同年同月分の保護費及び敷金については、転居前の保護の実施機関であるA保健福祉センターが支給していたことが認められる。そのほかにも、審査請求人は、A保健福祉センターの対応等について縷々主張しているが、本件は処分庁が行った本件処分に対する審査請求であり、審査請求人が主張するこれらのA保健福祉センターの対応等とは対象となる行政庁及び処分を異にし、当該主張は不服申立ての対象外に係ることで、当審査庁の審査の対象外の事項であり、これらの審査請求人の主張は本件処分の取消しを求める理由としては失当である。
- (5) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。
- (6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年4月27日	諮問書の受領
令和3年4月30日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月21日 口頭意見陳述申立期限：5月21日
令和3年5月17日	第1回審議
令和3年6月7日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足

性」について規定しているが、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(4) 法第8条は、基準及び程度の原則を定め、同条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

(5) 法第24条は、申請による保護の開始を定め、同条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。(後略)」と、同条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第5項は、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と定めている。

(6) 次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(7) 局長通知の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と定めている。

なお、局長通知は、処理基準である。

(8) 問答集の第8の(3)は、「収入調査は、事実たる収入をありのままに把握することが主たる目的となるが、生活保護の決定に使われるべき収入は将来の収入である。換言すれば、保護の要否は将来に向って最低生活費を

賄うに足る収入を得る見込みがあるか否かを判断するものであり、保護の程度の決定もまた保護の基本となる生活扶助費が月を単位として前渡されるものであることから通常翌月1か月分についてどの程度の扶助を要するかを判断することになるわけである。このように収入の認定は、基本的に将来に向っての推定認定となるわけであるが、その認定資料として過去の実績を重視する必要があるわけである。年金収入のように今後の支給額が明確にされている場合はもちろん、稼働収入等についても就労日数や賃金日(月)額等に変動がない限り、月々の収入は多少の変動はあってもほぼ一定額となるのが一般的であることから、過去の実績を基に収入認定額を算定することとしているわけである。(後略)」と記している。

- (9) 問答集問8-95の答は、保護開始前の借金について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。(後略)」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成16年9月よりA保健福祉センターから保護を受けていたが、〇〇〇〔処分庁の所管区域内〕への転宅に伴い、令和元年7月16日に処分庁に本件申請をした。本件申請時に審査請求人が保有していた預金は912円、現金は500円であった。

処分庁は、令和元年8月2日付けで、保護開始日を同年同月1日とする本件処分を行った。

- (2) 本件処分時、審査請求人には、年金振込通知書によれば老齢年金が各偶数月に2か月ごと134,387円が支給され、また企業年金が年1回12,000円支給されており、処分庁は、本件処分において、令和元年8月15日に支給される老齢年金については受給額134,387円を2分割した67,194円を、企業年金については受給額12,000円を12分割した1,000円を収入として認定し、その上で老齢年金から特別徴収された介護保険料4,600円(月額)を控除した計63,594円を8月分の保護費の収入充当額としたことが認められる。

なお、本件処分の通知が本件申請後14日を経過した理由として、同通知書には、「その他調査に日時を要したため」と記載されている。

(3) 令和元年9月25日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 審査請求人は、令和元年8月1日を開始日とする保護費から、同年同月15日に支払われる見込みの老齢年金を収入充当したこと等に関して不服を主張する。

本件についてみると、審査請求人には、前記2のとおり企業年金が年に1回12,000円、老齢年金が各偶数月に2か月ごと134,387円が支給されることから、処分庁は、前記1(6)の次官通知、及び(7)の局長通知に従い、企業年金の支給額を12分割した1,000円と老齢年金の支給額を2分割した67,194円の合計額から、老齢年金から特別徴収された介護保険料9,200円を2分割した4,600円(月額)を控除して求めた63,594円を、令和元年8月分の保護費に係る収入充当額としたことが認められる。

また、老齢年金は、審査請求人に対して令和元年6月1日付で送付された年金振込通知書における振込予定日の記載から、令和元年8月15日に支給されることが明らかであることから、処分庁は、前記1(6)の次官通知、(7)の局長通知、及び(8)の問答集に従い、収入充当を行ったものと認められる。

この点について検討すると、前記1(6)の次官通知、(7)の局長通知、及び(8)の問答集の規定に基づき、処分庁が本件処分においてこれらに従い収入充当を行ったことに違法な点は認められない。

(2) また、審査請求人は、処分庁から保護費を受給するまで世話になった友人に対し、受給した老齢年金から60,000円を支払ったため生活できない旨を処分庁に伝えていたにもかかわらず、老齢年金を収入充当した処分庁の判断に関して不服を主張する。

しかしながら、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することについては、前記1(9)のとおり、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から著しく逸脱するため、原則として認められないと解されている。

したがって、本件において、審査請求人が老齢年金から友人に支払ったとする金員について、処分庁が収入充当額から控除することは、処分庁による保護開始前に生じた審査請求人に係る債務の弁済と同義であり、上記の法解釈に照らせば、認められないと言える。

以上のことから、処分庁が本件処分において、審査請求人が友人に支払

った金員を収入充当額から控除を行わなかったことに、違法又は不当な点は見当たらない。

(3) なお、審査請求人は、A保健福祉センターの対応等について縷々主張する。

本件審査請求は、処分庁が行った処分に関して不服を申し立てるものであり、A保健福祉センターの対応は本件処分の違法又は不当を理由付けるものとは言えないことから、審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

本件についての本審査会の前記判断を左右するものではないが、処分庁による本件処分に至る本件申請の処理、本件処分にかかる保護費の支給時期に関して疑義があるため、以下、付言する。

前記第5の1(5)のとおり、保護の実施機関は、保護の開始に係る申請のあった日から14日以内に保護の要否等の決定に係る通知を申請者に行う旨が法第24条第5項に定められている。

本件で処分庁は、令和元年7月16日の本件申請を受け、同年8月2日付けで本件処分を行っている点で、申請のあった日から本件処分に至るまでに14日を経過している。しかも、審査請求人は同年8月8日になってようやく本件処分に係る8月分の保護費を受領した。

処分庁は14日以内に本件処分の通知をしなかった理由を、「その他調査に日時を要したため」としている。新規申請調査ケース記録票によれば、処分庁は本件申請から本件処分までに、戸籍請求、法第29条照会文書送付、病状照会といった調査を行っていることがうかがえる。ただ、本件は、A保健福祉センターの管内で保護を受けていた審査請求人が、同一の市における処分庁の所管区域内に転入したものであり、処分庁によってケース移管扱いに位置づけられている(処分庁自身、審査請求人の質問に対して、A保健福祉センターからの保護の継続である旨を回答している)のであるから、このように同一市内でのケース移管扱いとされ、かつ、事件記録によれば転居以外には審査請求人の収入その他生活状況に変化が認められない本件において、法第24条5項に定められた14日を超えるほどの日時を要する調査が必要であったのか疑問が残る。

また、処分庁は、本件処分が令和元年8月2日に行われたため、随時払いが可能な時期が8月8日になったとも主張しているが、処分庁は、本件申請時に、審査請求人がわずかな手持金しか有しておらず(現金500円、預貯金912

円)、現に生活に困窮していることを把握していたのであるから、法第24条に従い、迅速に本件申請を処理して保護開始決定を行い、可及的速やかに8月分の保護費を審査請求人に支給することが強く求められていたと言える。

今後、処分庁において、迅速な保護の実施という法の要請に従った運用をされるよう厳に要請する。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子